

監査委員公表第182号

平成22年度会計定期監査等結果報告書(第3次)に基づく改善措置状況の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に基づき、改善措置の状況を、同法同条第12項により下記の機関より通知があったので、別紙のとおり公表する。

1. 通知のあった機関

(1)市 長 : 人事課・収税課

平成24年 5月28日

御所市監査委員 和田 正吾

御所市監査委員 中北 秀太良

平成22年度定期監査等結果報告書(第3次)に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

平成22年度定期監査等の結果(第3次)に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成23年度に実施した監査について、同条第9項の規定により提出した監査の結果に基づく改善措置の状況が同条第12項の規定により通知されたため公表するものです。

是 正 改 善 事 項 措 置 状 況 報 告 書

人 事 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について 物品供給契約書について、収入印紙が貼付されていない。一定の規格で統一された物品の購入にかかる請書や契約書については印紙税を課さないものとされる文書となるが、当該物品供給契約については、既製品に加工(作業服に御所市及び個人名の刺繍)を施した物品の購入であるため、収入印紙の貼付が必要と思われる。 ・ 物品供給契約書 1,031,310円 他1件
原 因
収入印紙が必要との認識がなかったため。
改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
今後は契約の相手方に印紙の貼付を促していきたい。

収 税 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 決裁について 公示送達の起案文書において、課長専決や部長専決となっている事例、決裁が行われていない事例が見受けられた。御所市事務決裁規程に基づき、市長まで決裁を得られたい。
原 因
御所市事務決裁規程上、税務課長については、「納税通知書及び税額変更通知書の発行並びに送達及び公示送達に関すること。」と公示送達は課長決裁となっているが、収税課長には公示送達について決裁権限が入っていない。(以前、機構改革により税務課と収税課が分かれた際に決裁規程が充分整理されていなかったと考えられる。)
改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
御所市事務決裁規程において、公示送達については課長専決で行えるよう改正を行う予定。